

住宅・土地統計調査単位区設定の概要

1 調査の目的

令和 5 年住宅・土地統計調査の実施に先立ち、調査員が担当する調査区域を明確にし、調査の円滑な実施と結果精度の向上を目的に行うものです。

2 主務官庁

総務省

3 調査の対象

令和 2 年国勢調査調査区のうち、総務大臣が指定する調査区
(前回の平成 30 年単位区設定時、堺市内 1,527 調査区が対象)

4 調査の日程

【調査期日】 令和 5 年 2 月 1 日現在

5 単位区の設定

令和 5 年 1 月から 2 月の間に調査員が現地に赴き、原則、外観調査にて、以下の内容を確認します。

- ①担当調査区の確認
- ②住戸等の把握
- ③調査区情報の収集

担当調査区の中心から「最寄りの郵便局・銀行」までの距離等を把握します。

6 秘密の保護

調査員は、大阪府知事任命の非常勤特別職の地方公務員です。守秘義務がありますので、調査で知った内容等を漏らすことは、固く禁じられています。また、調査内容を統計以外の目的（税金の徴収など）には使用いたしません。